

「社会的国家学」から「国家社会学」へ

——イェリネクとヴェーバー——

中 村 健 吾

はじめに	IV 「社会的国家概念」と「社会学的国家概念」
I ドイツにおける社会学的国家論の歴史	V 「集団の社会学」への道
II 法学的方法と社会科学的方法との区分	VI 法学的国家概念と社会的国家概念の「理解社会学」による統一の試み
III 「社会的国家学」の方法と内容	

はじめに

マックス・ヴェーバーが、未完となった『社会経済学綱要(Grundriß der Sozialökonomik)』への寄稿論文——いわゆる『経済と社会』(Wirtschaft und Gesellschaft)——の末尾に「国家社会学」(Staatssoziologie)の執筆を予定していたこと¹⁾は、よく知られている。彼は死に先立つ二、三年間この「国家社会学」の準備のために資料の収集に努力するとともに、1919年の夏にはウィーン大学において「国家社会学」について講義し、翌年5月からは「社会主義」となると「一般国家学と政治学」の講義を始めた。

これらの講義内容は、現在われわれの手元には残されていない²⁾。しかし、現存するヴェー

[キー・ワーズ]

社会的国家学, 国家社会学, 理解社会学, アンシュタルト, 集団の社会学

- 1) このことは、『社会経済学綱要』への寄稿論文のうち、ヴェーバーが1914年に構成一覧表を公表したものの、その後構成プランの全面的な改訂を企図し、にもかかわらず彼の死のために改訂の企図を果たせなかった部分(いわゆる「旧稿」)にもあてはまるし、改訂されたプランに基づいてヴェーバーによる校正も経て1920年に出版された部分(いわゆる「新稿」)にもあてはまる。まず前者の「旧稿」について言えば、ヴェーバーが担当した「経済と社会的秩序および力」の第八章(「支配」)・d)節は、「近代国家の発展」という題目となることが予告されていた。また1920年に出版された「新稿」の第三章(「支配の諸類型」)には、「国家社会学」の執筆を予告する文が見い出される(Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl., Tübingen, 1972, S. 168. 世良晃志郎訳『支配の諸類型』, 創文社, 1988年, 181ページ以下)。
- 2) 1920年の「一般国家学と政治学」に関する講義のプランは、J. ヴィンケルマンによれば(hrg. v. Winckelmann, J., *Max Webers Staatssoziologie*, Berlin, 1966, S. 113), 以下のようなものだったという。

国家社会学

- 1 国家の概念
- 2 正当的支配の諸類型
- 3 身分と階級

バーの遺稿から彼の「国家社会学」の構想の輪郭を推測することは、まったく不可能だというわけではない³⁾。たとえば、同じく『社会経済学綱要』のために執筆された、いわゆる「支配の社会学」について、ヴェーバーは1919年1月23日付けのP.ジーベック宛の書簡の中でこう述べている。「ちなみに私のこの論文は私が書いたもののなかでも比較的よいもの、あるいは最もよいものになるでしょう。これはもともと完全な社会学的国家学の概論 (soziologische Staatslehre im Grundrisse) ですが、たいへん苦勞して書いたものです⁴⁾。また、現代ドイツにおけるマックス・ヴェーバー研究の第一人者として知られるW.シュルフターも、ヴェーバーの「支配の社会学」を、「旧来の政体論および国家論とは違う新しいタイプの社会的・歴史的『憲法論』」であると、特徴づけている⁵⁾。

では、ヴェーバーの「支配の社会学」は、いかなる意味で旧来の国家論から区別される特殊「社会学的な」国家論だと言えるのであろうか。

この問いに答えるためには、ドイツで支配的な影響力をもってきた公法学の立場からする「国家学 (Staatslehre)」と、ヴェーバーの「社会学的国家学」とを対比するという作業が不可欠となる。少し立ち入って言えば、公法学の立場からする「国家学」の「法学的 (juristisch)」

4 門閥国家 (Geschlechterstaat) とレーエン制国家

5 議会主義と専門官吏制度

6 市民と都市国家、国家と国民

7 身分的権力分割と身分的代表制

8 合理的権力分割、政党、議会主義

9 民主制のさまざまな種類

政治権力

10 政治権力と自治

11 政治権力と神政権力

12 政治権力と軍事権力

国家形態と経済形態

13 政治寄生的資本主義

14 近代 (合理的) 国家と合理的資本主義

15 レーテ国家

16 対外政策による内政的構造への影響

3) たとえば、J. ヴィンケルマンは、先述のヴェーバーによる講義プランを参照しながら、ヴェーバーの『政治論集 (Gesammelte politische Schriften)』に収められた諸論文から関連する箇所を抜粋・編集して、『経済と社会』の第4版 (1956年) に「国家社会学」と題した章を設けており、それが日本語にも翻訳されている (石尾芳久訳『国家社会学』、法律文化社、1960年)。ヴィンケルマンがかなり手を加えた文章をヴェーバーの著作の一部として公刊することには問題があるとはいえ、このヴィンケルマンの試みは、ヴェーバーの企図していた「国家社会学」を再構成することがあながち不可能ではないということを示している。

4) Schluchter, W., *Die Entwicklung des okzidentalen Rationalismus*, Tübingen, 1979, S. 123. W. シュルフター、嘉目克彦訳『近代合理主義の成立』、未来社、1987年、118ページ。

5) Ebd., S. 127. 同上訳書、122ページ。

ないし「法教義学的 (rechtsdogmatisch)」な方法に対して、ヴェーバーは自らの「理解社会学」の方法的観点をいかなるかたちで対置したか、という問題を考察する必要がある。

公法学の立場からする「国家学」の方法をみる場合、「19世紀国家学の完全な集成」(H. ケルゼン)⁶⁾と言われるG. イェリネクの『一般国家学』が、われわれの考察にとっての適切な準拠点を与えてくれるであろう。このことは、ケルゼンが述べているように、『一般国家学』をはじめとするイェリネクの諸著作が、公法学的「国家学」の代表的作品であるという事情からそう言えるというだけではない。そればかりではなくて、何よりも、マックス・ヴェーバーが旧来の公法学的国家学に対置した「社会学的国家学」を構想する際に最も直接的な刺激を受けた源泉は、まさしくイェリネクの国家学であったと思われるからである。したがって本稿では、学問においても政治においてもヴェーバーときわめて親密な関係にあったにもかかわらず、意外に言及されることの少ないイェリネクの国家学とヴェーバーの国家社会学との関連⁷⁾を論じることを通じて、ヴェーバーの国家社会学の方法的出発点を確認したいと思う。そのことは同時に、従来は哲学、ことに新カント派との関連でのみ論じられることの多かったヴェーバー社会学の方法論の形成過程を、法学や国家学の分野から跡づけていく作業にも貢献しうるのであろう。なぜならヴェーバーの「理解社会学」は、法解釈の方法としての「法教義学」とは異なる特殊社会学的な法秩序観を確立するという重要な動機の一つとしながら形成されたからである。

以下では、まず第一章において、イェリネクとヴェーバーが彼らの「社会的国家学」(イェリネク)や「国家社会学」(ヴェーバー)を構想するにいたる背景——つまり、なぜ彼らが旧来の国家学に満足しえなかったかという問題——を探るため、19世紀末までのドイツ国家論の流れを概観する。それ以降の諸章は、イェリネクとヴェーバーとの理論的継承関係を考察することに当てられ、第二章では、イェリネクによってたてられた法学的方法と社会科学的方法

6) H. ケルゼン、清宮四郎訳『一般国家学』、岩波書店、1971年、xivページ。

7) ドイツの議会主義化をめぐるイェリネクとヴェーバーとの親密な協力関係については Mommsen, W. J., *Max Weber und die deutsche Politik 1890-1920*, 2. Aufl., Tübingen, 1974. が詳細に論じており、この著作に依拠しながら両者の政治的関係を論じた邦語文献としては、上山安敏『憲法社会史』、日本評論社、1988年、がある。しかし、イェリネクとヴェーバーとの理論・学問上の関係を検討した著作は意外に少なく、Bendix, R./G. Roth, *Scholarship and Partisanship*, University of California Press, 1971. に先駆的な指摘が見られたが、ヴェーバーと同時代のさまざまな学者との関係を包括的に論じた Mommsen, W. J./J. Osterhammel (ed.), *Max Weber and His Contemporaries*, Allen & Unwin, 1987. にはヴェーバーとイェリネクとの関係を論じた論文が収録されていない。最近では、Zängle, M., *Max Webers Staatstheorie im Kontext seines Werkes*, Berlin, 1988. が、両者の理論的影響関係について多少立ち入った考察を提示しており、この著作には、筆者にヴェーバーとイェリネクとの関係を考察するきっかけを与えてくれた、次のような指摘がみられる。「ヴェーバーは [イェリネクの] 一般国家学を社会学的国家学へと転換した。その際彼は、一般国家学の半面である一般社会的国家学を、因果的な存在科学 (eine kausale Seinswissenschaft) というかたちで首尾一貫して発展させたのであり、この存在科学に対しては理解という方法が役立てられるのである」(Zängle, a. a. O., S. 15.)。

との区別を、第三章では、主として「類型」の概念をめぐる両者の考え方の異同を、第四章では両者の「国家」概念の重要な相違を確認する。さらに第五章では、法学とは異なる「政治学」に固有のものとしてイェリネクが提起した方法的観点が、ヴェーバーの社会学の構想におよぼした影響を論じ、最後に第六章において、ヴェーバーの「理解社会学」が旧来の国家学に対していかなる方法的オルターナティブを提供しえたかを考察してみたい。

I ドイツにおける社会学的国家論の歴史

イェリネクの国家学を論ずる前に、19世紀末のイェリネクの時代までの、ドイツにおける社会学的国家論の形成史を概観しておくのが、後の考察にとって有益であろう。ここでは、「ドイツの国家社会学の成立」をみつかったH.ヘラーの論稿⁸⁾に依拠しながら、そのおおまかな流れを追ってみたい。

ところで、ヘラーが「国家の社会学的把握」という場合の「社会学的」とは、国家というものを中世のように「超越的に」「宗教教義学的観念」によって説明するのではなく、国家から峻別された「人間社会」(市民社会)から「内在的に」説明する立場のことを、まずは意味している。

ヘラーによれば、このような「国家の社会学的把握」の起源は、イギリス革命の時代にまで遡るのであって、ホッブスやロックの自然法的社会契約説がこれに当たる。彼らはいずれも国家というものを、宗教的観念によってではなく「人間の本性」から説明しようと試みた。国家は、諸個人間の自由な「契約」によって成り立つがゆえに、歴史的・因果的に把握され、かつ規範的にも正当化されるのであった⁹⁾。

しかしながら、ホッブスやロックは「国家」と「社会」とを述語の上でも区別していない。societas という語はカントにいたるまで、諸個人間の契約によって成立する「国家」をも意味していたのである。旧来の身分制秩序が崩壊し、分散していた暴力手段を正當的に独占した絶対主義国家が成立し、さらに絶対主義国家がフランス革命によって打倒されるや、そのとき初めて、「近代的な国家社会学」の「対象」たる「市民社会」が最終的にたち現れたのだった。「市民社会」は国家とその公法とによっては拘束されておらず、その成員たちは、形式的な私法が

8) Heller, H., Staat, in *Gesammelte Schriften*, 2. Aufl., 3. Bd., Tübingen, 1992.

9) Ebd., S. 5. より正確に言えば、ここでヘラーはW.ゾンバルトの所論(Sombart, W., *Die Anfänge der Soziologie*, in *Erinnerungsgabe für Max Weber*, München, 1923, 1. Bd.)に依拠しながら、「国家の社会学的把握」の起源として、ホッブスやロックのような「理性自然法の二元論的社会学」とともに、W.テンブル, W.ベティ, B.マンデヴィル, A.ファーガソン, A.スミスといった「自然主義的・一元論的国家学」の流れをも挙げている。つまり、前者の理性自然法二元論は、社会契約以前の「自然状態」と契約締結以降の理想的な「国家=市民社会」とを対立させて捉えるのに対し、後者の自然主義的一元論は、人間社会をも自然の延長線上において把握し、国家や社会を人間の自然的な衝動や欲求から説明しようとした。しかし両者は、社会と国家を——「理性」であれ「欲求」であれ——人間の「本性」から「内在的に」説明しようとした点では軌を一にしている。

支配する領域としての資本主義経済において、「自由かつ平等に」競争するのである。

ドイツにおいて「国家」と「市民社会」の峻別を初めて概念的に基礎づけたのは、言うまでもなくG.W.F.ヘーゲルであった。ヘーゲルは、古典派経済学に依拠することによって、諸個人がそれぞれの特異な目的を追求するという「特殊性」の原理と、諸個人が分業を通じて相互に依存し合うという「全面的依存性」の体系とを備えた「市民社会」を、国家とは異なる独自の秩序と法則を有するシステムとして認知した¹⁰⁾。

しかしながらヘラーによれば、「その偉大な社会学的リアリズムにもかかわらず、ヘーゲルは結局のところ、やはり汎論理主義的に、すなわちもっぱら思想から出発して考察している。彼にとっての真の現実性とは理念の現実性であり、すなわち国家なのである¹¹⁾」。ヘーゲルは「市民社会」を、その諸矛盾が国家において止揚されるべき従属的な領域としてしか認知しなかった。彼の弟子とも言うべきL.v.シュタインによって初めて、諸階級に分裂した「社会」というものが、従属変数としての国家の在り方を規定する独立変数として把握されるにいたる。シュタインが述べたように、今や現実の国家は、「社会なくしてはその地位を得る」ことができないのである¹²⁾。

ヘラーによれば、ヘーゲルとシュタインによって着手された「国家の社会学化 (die Soziologisierung des Staates)」は、K.マルクスによる次のような認識によって十全なかたちをとるようになる。「法的諸関係や国家の諸形態は、それ自身からは把握されえないし、いわゆる人間の精神の一般的な発展からも把握されえない。それらはむしろ、物質的な生活諸関係のうちに根ざしているのであって、そうした諸関係の総体をヘーゲルは、……『市民社会』の名のもとに総括したのである¹³⁾」。

他方で、「社会」から出発して国家を因果的に説明するというこの「社会学的」方法は、ドイツの保守的な思想にも部分的ながら受容される。しかし保守的な国家思想は、「社会概念の絶対化 (Absolutsetzung des Gesellschaftsbegriffs)」に対しては防衛線を張ろうとする。たとえば、「君主制原理」を基礎づけた保守的な法学者F.J.シュタールは、「国家とその憲法」が「そ

10) ヘーゲルの国家—市民社会論については、拙稿「ドイツにおける自由主義的国家観形成の歴史」(神戸大学社会学研究会編『社会学雑誌』8号, 1991年, 所収)を参照されたい。

11) Heller, a. a. O., S. 6.

12) Stein, L. v., *Geschichte der sozialen Bewegung in Frankreich von 1789 bis auf unsere Tage*, 1. Bd., München, 1921, S. 51. なお、シュタインの国家—社会論については、前掲拙稿を参照されたい。

13) Marx, K., *Zur Kritik der politischen Ökonomie*, in *Karl Marx/Friedrich Engels Werke* 13. Bd., Berlin, 1961, S. 8. 基底還元論的唯物史観に対するヘラーの批判的スタンスからして、ここでヘラーがマルクスによって「完全なものとなった」と述べているところの「国家の社会学化」とは、国家の形態や活動の因果的基礎をもっぱら経済的諸関係に求める立場のことを指しているのではなく、国家という「社会的現実」を、客観的・物質的諸条件によって制約された人間実践の所産として捉えるような立場のことを意味していると思われる。この点については、Heller, a. a. O., S. 163f. (ヘラー, 安世舟訳『国家学』, 未来社, 1976年, 116ページ以下)を参照されたい。

の土台を社会にもっている」ことを認めながらも、「逆に社会は国家によってのみ統合される」という限定を付すのである¹⁴⁾。

「国家の説明と正当化のための社会学的方法」は、19世紀の社会と歴史の推移を通じて、「普遍的な学問的原理」となるが、この原理はとりわけ、フランスとドイツの反革命の思想家たちによっても使用された。もちろん19世紀のロマン主義者や実証主義者らは、国家のうちに超越的な神の意思を見いだしたり、人間の理性道徳を見いだしたりするようなことは、もはやなかった。彼らはむしろ、国家の実体を「人間の実践的・心理的行態」に求めながらも、そうした行態の背後に「非合理的な民族精神の暗黙に作用する力」を想定したのだった（サヴィニーらの歴史法学派）。

しかしながらヘラーによれば、1848年の三月革命の挫折にともない、市民層が自らの政治的無力に甘んずるようになるや、ドイツの国家社会学は徐々に「死に絶えて」いった。国家を牛耳るユンカー勢力と妥協したドイツの市民層は、立憲君主制という現存の国家秩序を、プロレタリアートの侵襲から自らの地位と財産を守るための防波堤として、社会から超越した原理によって正当化する必要に迫られる。国家の社会学的な解剖は、彼らにとってむしろ危険な代物となる。かくして、「今や、『西側風の』きわめて自然主義的な国家の社会学に対抗しながら、『ドイツ的な』観念論的国家理解が登場する」。この19世紀後半の「ドイツ的な」国家理解においては、まったく分離した二つの国家概念が、統一へともたらされることなく対立している。すなわち第一に、H.v. トライチュケが唱えたような「権力、権力、そして今一度権力」という、歴史における根源的な非合理的創造力としての国家観念であり、第二に、法学者に委ねられた国家学が対象にしたような、「非人格的な」法秩序としての国家という概念である。後者のような国家概念は、言うまでもなくゲルバー、ラーバント、イェリネクらの公法実証主義において方法的に洗練され、最終的には、国家を規範的・理念的な「法秩序」に還元してしまうケルゼンの「国家なき国家学」へと行き着くのである。ヘラーによれば、こうした法実証主義的な国家概念は、ビスマルクによって創設されたドイツ帝国——政治におけるユンカーのヘゲモニーと経済における資本の統制力とをともなう立憲君主制——を、政治的闘争の領野から解放し安定化させるという保守的な利害関心に由来するものであった。ヘラーは言う——「社会学的な観点から見れば、こうした規範内在的にして現実超越的な法学的国家学は、何よりも、現存の国家秩序を保持することに関心をもつ階層の表現物として理解される。ひとは国家というものを、静止状態にある実定的な法秩序にまで相対化し、そうした法秩序を『論理的に』必然的なものとして提示したがゆえに、国家を社会的な権力関係への相関づけから解放したと

14) Stahl, F. J., *Die Philosophie des Rechts*, 5. Aufl., 2. Bd., Freiburg, 1878, S. 53. シュタールの国家学説については、拙稿「形式的法治国家と合法的支配」（前掲『社会学雑誌』9号、1992年、所収）を参照されたい。

信じたのである¹⁵⁾。

以上が、ヘラーによる「ドイツの国家社会学の成立」論の十九世紀末までの叙述であるが、ここからわれわれは、ヴェーバーが生きた時代のドイツにおいては、国家社会学へとつながって行くはずの流れが断ち切れ、「社会」を超越した原理によって国家を基礎づけようとする二つの保守的な思考の潮流が隆盛したことを知るわけであり、ことに、国家をもつば法規範の観念的な秩序であるとみなす法学的国家学が存在が、国家社会学の行く手に立ちふさがっていたことを知るのである。

ただし、ヘラーの叙述に対しては、一つの重要な修正を施しておかねばならない。それは、イェリネクの立場に関してである。なるほどヘラーも言うように、イェリネクは基本的には公法実証主義の流れに属するのではあろうが、彼の国家学体系は法学的国家概念と社会学的国家概念との共存・並列によって構成されていることを見落としてはならない。彼の提唱した「一般社会的国家学 (die allgemeine Soziallehre des Staates)」は、ヴェーバーの国家社会学の構想にとって最大のインスピレーションを与えたと推測されるだけに、彼を単純に「法学的国家学」の権化のごとくみなすことは許されないのである。

ともあれヘラーの叙述から、イェリネクとヴェーバーが法学的国家学とは異なる社会科学的国家学の必要性を認識するにいたったのは、純粋に学問的な関心のみで淵源をもつものではないであろうことがうかがえる。上山安敏が明らかにしているように¹⁶⁾、イェリネクとヴェーバーは——イギリス型の議員内閣制までは唱えなかったにしても——ヴィルヘルム二世の恣意的な親政を阻止するべく帝国議会の権限を強化するという政治宣伝を、互いに密接に提携しつつ展開した。しかも、ヴェーバーやイェリネクの帝国議会強化論に対し、「ドイツ帝国において、議会支配のための不可欠な前提は現在では存在しない」として反対の論陣を張ったのは、他でもない、公法実証主義の代表的法学者たるP. ラーバントだったのである。つまりイェリネクやヴェーバーの社会科学的国家学とは、これを当時の政治的文脈に置き換えてみるならば、公法実証主義が「不可侵にして永遠の法秩序」として神聖化したドイツ第二帝政を、社会科学的分析のメスによって解剖し、「脱呪術化」する試みであったとも言えるのである。それはまた、ヘラーが述べているようなドイツの国家社会学の伝統がもつ現実批判の潜在力を復活させようとする試みとしても位置づけられうる。

では、国家の社会科学的「脱呪術化」とは、いかなる方法に基づくものであるのか。次章以下では、イェリネクによる国家学の方法論的省察がヴェーバーの国家社会学におよぼした影響を考察する。

15) Heller, a. a. O., S. 8.

16) 上山, 前掲書, 274ページ以下。

II 法学的方法と社会科学的方法との区分

イエリネクとヴェーバーとの理論的な継承関係を探るにあたって、おそらくは決定的な出発点となるのは、イエリネクの死(1911年)の後に間もなく結婚した彼の娘のために、ヴェーバーが送った言葉のなかに出てくる次の一節である。

「しかしまさにこの私には、総じて運命が私にやりとげさせてくれたものへの最も決定的な刺激を彼[G. イェリネク]の偉大な労作からどれほど受けているかに言及することが、おそらく許されるでしょう。個別的な幾つかの例を挙げるにとどめますが、方法論的諸問題については『公権の体系』の自然主義的思考と教義学的思考との区別、社会学というものの漠然とした課題の明確化のためには『社会的国家学 (soziale Staatslehre)』という概念の鑄出、人々が最初宗教的なものがあるとは思わないでいるような領域での宗教的なものの影響範囲の研究のためには『人権』の発生に関与する宗教的要素の検出がそれです」¹⁷⁾。

ヴェーバーがここで、自分がイエリネクから受けた学問上の「最も決定的な刺激」として挙げている三つの点を若干敷衍するならば、まず第一の「自然主義的思考と教義学的思考との区別」とは、1892年に初版が出され、1905年には第2版が出た『公権の体系 (System der subjektiven öffentlichen Rechte)』のなかで、社会諸科学と法学との方法の違いをめぐってイエリネクが行った区別のことを指している。第二の「社会的国家学」とは、イエリネクが『一般国家学』(初版1900年)の第二編(「一般社会的国家学」)において提起したものであり、第三の「『人権』の発生に関与する宗教的要素の検出」とは、彼が1895年の『人権宣言論 (Die Erklärung der Menschen- und Bürgerrechte)』において主張したところの、「普遍的な人権を法律によって確定せんとする観念の淵源は」、通説が主張しているようなルソーの『社会契約論』とフランス「人権宣言」に見られる世俗的な自然法思想にあるのではなく、「アメリカのイギリス植民地における信教の自由」という宗教的観念に由来する、という立論のことを指している¹⁸⁾。ここでわれわれが問題にするのは、国家学の方法論にかかわる前二者の「刺激」である。

本章ではまず、第一の「自然主義的思考と教義学的思考との区別」が意味するところをイェ

17) Weber, Marianne. *Max Weber; ein Lebensbild*. Tübingen, 1984. S. 484. マリアンネ・ウェーバー、大久保和郎訳『マックス・ウェーバー』、みすず書房、1987年、360ページ。

18) 人権の起源に関して、ヴェーバーがイエリネクの所説を共有していることは、「支配の社会学」のなかの次の一節からも伺うことができる。「首尾一貫したゼクテを基盤として、権力に対抗するところの、被支配者たちの、しかも被支配者各個人の、不滅のものともみなされる一つの『権利』が成立する。これが果たして最古の『人権』であるかどうかは、—— イェリネクはこれがおそらく最古の人権と認められることを説得的に明らかにしているが—— ここでは問わない。いずれにせよ、ともかく、この意味での『良心の自由』は、……原理的に第一次的な『人権』である」(Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl., Tübingen, 1972, S. 733. 世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅱ』、創文社、1986年、655ページ)。

リネクテキストに即して見てみよう。

『公権の体系』の第3章は、他の諸科学の概念からは区別されるべき特殊法学的な国家概念の探究に当てられている。ここでは、ヴェーバーが述べている「自然主義的思考」という言葉こそ見当たらないが、「存在 (Sein)」を対象とする諸科学(ヴェーバーのいう「自然主義的思考」と、もっぱら「当為 (Sollen)」を対象とする法学(ヴェーバーのいう「教義学的思考」との区別が主題になっているのである¹⁹⁾。

イエリネクによれば、法学が対象としている世界は「行為の世界、実践的な生の世界」ではあるが、この世界を規制している「規則」は、自然現象を支配するような必然的「法則」とは異なっている。「法学は、自然存在を認識したり、抗いがたい力をもって作用する自然法則をつきとめたりしようとは思わないし、またそうすることもできない。むしろ法学の課題は、行為する人間の実践的な生を支配しているところの、仮説的な、必然 (Müssen) ではなくて当為を内容としてもつような規則 (Regeln) を、すなわち規範を把握することである」²⁰⁾。したがって、なるほど法学が対象とする世界は「行為の世界」であるにはちがいないが、それは現実の行為の実在的な因果連関の世界ではない。むしろそれは、「現実の出来事の世界に対して近似的に関係しているような、純粋な思考世界 (Gedankenwelt)」であり、概念的な規則と規範の世界なのである。

とはいえ、法学的概念の世界が事実の世界とは根本的に異なるという指摘自体は、イエリネクに特有のものではなく、ドイツの概念法学が一貫して主張してきた立場である。イエリネクが旧来の実証主義的国法学を一步踏み越えるのは、法学的概念構成の根柢ないし源を、現実の存在の世界に求めている点である。「それ〔法学の世界〕は、虚構 (Fiktion) の世界ではなく

19) ヴェーバーは1907年の論文「R. シュタムラーにおける唯物史観の『克服』」のなかで、イエリネクが「公権の体系」で唱えた区分をほぼ踏襲しながら、法の規範的・概念的妥当を考察する方法を「教義学的」と名付けたのに対して、実在的・歴史的な因果連関のなかに置かれた、法の経験的妥当を考察する方法を「経験的」「因果的」「自然主義的」というふうに規定している (Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, Tübingen, 1988, S. 357)。この「自然主義的」な考察方法が、イエリネクのいう「社会科学的」方法に該当するわけである。実際ヴェーバーはこの論文において、『公権の体系』第3章を参照するよう読者に指示しているのである——「G. イェリネクが『公権の体系』第3章、12ページ以下(彼の『一般国家学』第2版、第4章も参照せよ)でわれわれの問題について提起したところの、周到な見解を参照されたい。彼はわれわれと同じ問題に対して、われわれがここで見ている観点とは逆の観点から関心を寄せている。彼は、法教義学的思考に対する自然主義的な侵犯を防がなければならないのに対して、われわれはここで、経験的な思考の法教義学的変造を批判しなければならないのである」(ebd., S. 345)。また1903年から『シュモラー年報』に掲載が始まった「ロッシヤーとクニース、および歴史学派国民経済学の論理的諸問題」にも、すでに以下のような注記が見られる——「法学的な思考形象の、純粋に経験的・因果的な諸学科の思考形象からの原理的・論理的な区別については、イエリネク『公権の体系』第2版、1905年、23ページ以下における明晰な定式化を参照されたい」(ebd., S. 87. 松井秀親訳『ロッシヤーとクニース』、未来社、1988年、180ページ)。

20) Jellinek, G., *System der subjektiven öffentlichen Rechte*, 2. Aufl., Tübingen, 1919, S. 16.

て抽象 (Abstraktion) の世界である。抽象の根底には、外面的・内面的な現実の過程が横たわっているのに対し、虚構のほうは、自然的な事実の代わりにでっち上げられた (ersonnen) 事実を置き、後者を前者と同一視する。抽象は出来事に基づいているのに対し、虚構は創作されたもの (Erfundenen) に基づいている。これらの言葉に続けてイェリネクは、「抽象」と「虚構」との区別を見誤ることが、「国法上の根本概念の不正確な把握」をもたらしていると警告しているのだが²¹⁾、この警告はおそらくは旧来の実証主義的国法学に向けられているものと思われる²²⁾。法学的概念と実在とは区別されなければならないとしても、前者はあくまで実在からの抽象であることを法学は自覚しなければならないのである。

国家は、単なる権力の主体ではなく、法学的には、市民や他の諸国家と法的関係をとり結ぶ権利・義務の主体としてたち現れるがゆえに「領土的基礎をもつ人格性」²³⁾にほかならないというのが、「公権の体系」における最も基礎的な法学的国家概念である。しかし、イェリネクは多くの法実証主義者、とくにのちのH.ケルゼンとは異なり、かかる法学的国家概念の一面性を自覚している。「われわれは、これ(法学的国家概念)によって国家概念の一面だけが把握されていることを、つまり、あらゆる法の世界と同様に、人間的な行為の世界にとっての内在的な真理のみが属するような一側面だけが把握されていることを、自覚している」²⁴⁾。実にこの自覚こそ、法学的国家論を社会科学的・歴史学的国家論によって補うことの必要性をイェリネクに教え、ひいてはヴェーバーに対しても、国家社会学の必要性を突きつけたのであった。

そうした、法学的方法とは異なる社会科学的方法・国家論の方法についても、イェリネクはすでに『公権の体系』において若干の示唆を与えている。社会学的国家論の方法にこそ関心を向けていたヴェーバーは、イェリネクの次のような言葉におそらくは注目したにちがいない。「社会科学と歴史学は、法という社会現象の原因や発展を示し、法の成立をその具体的な形態 (Gestaltung) において知り、法を発展させる経済的・倫理的・国民的駆動力 (Triebkräfte) や、民族の生活に対する法の反作用を把握しようとする。これらの学科、すなわち、法史、比較法学、政治学 (Politik)、政治経済学等々にとっては、人間共同体の客観的・歴史的な現存在 (Dasein) の学問的な研究を要求するような方法のみが、基準となるのである。しかしこれら

21) Ebd., S. 18

22) たとえば、『一般国家学』における次の指摘を見られたい。「国法の体系においては、国家に関する一般論をその研究の冒頭に掲げることが、今日にいたるまでも原則となっている。その一般論は、ドグマの形で主張され、その根拠をわれわれに明らかにしないが、しかし、最も重要な結論がそこから引き出されるだけに、一層重要となるものである。法学的研究はすぐれて演繹的性格のものであるために、多くの場合、結論がかの独断的命題によってすでにアプリアリに決定されている。世に行われている国法上の歪み、一面性、矛盾撞着は、その少なからざる部分が国家学の特定の命題の上になされた正しくない、あるいは不十分な基礎づけに掃せられる」(Jellinek, G., *Allgemeine Staatslehre*, 3. Aufl., Berlin 1921, S. 12. イェリネク、芦部信喜ほか訳『一般国家学』, 学陽書房, 1974年, 10ページ)。

23) Jellinek, 1919, S. 11, 21.

24) Ebd., S. 21.

の学科にとっては、——何らかの教義史的な (dogmengeschichtliche) 研究を問題にしないかぎりにおいては——法は、その教義的な内容によってではなく、その倫理的・経済的・政治的な前提と作用とにおいて、考察の対象となる」²⁵⁾。イェリネクのことは十分に明晰であるとは言いがたい。しかし、イェリネクがここで「社会科学と歴史学」における固有の方法として提起しているのは、特定の具体的な法制度や国家を発展させた「原因」や「駆動力」を因果的に探究することであり、——ヴェーバーの術語を用いるならば——特定の国家や法制度といった「歴史的個体」の「因果的な説明」なのである。

ヴェーバーはイェリネクのこうした方法的区別を踏襲しつつも、それに理解社会学の視点を加味しながら、1907年の論文「R. シュタムラーにおける唯物史観の『克服』」のなかで、法の「教義学的」考察と「経験的」「因果的」「自然主義的」考察との区別を強調し²⁶⁾、さらに『経済と社会』においては、後者のような考察方法を「社会学的」というふうに命名し直す²⁷⁾のであるが、これらの点についてここでは詳述することができない²⁸⁾。

ともあれイェリネクは、こうした社会科学的方法を国家学に適用することによって、ヴェーバーが言及した「社会的国家学」を『一般国家学』のなかで定式化するわけである。この「社会的国家学」の方法的特質を抽出し、それがヴェーバーの方法に与えた影響を考察することが、次章の課題となる。

Ⅲ 「社会的国家学」の方法と内容

『公権の体系』においてははっきりとした定式化にまではいたらなかった、社会科学的方法

25) Ebd., S. 18.

26) Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 345f.

27) Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 181. 世良晃志郎訳「法社会学」, 創文社, 1988年, 3ページ。

28) ヴェーバーは、すでに「R. シュタムラーにおける唯物史観の『克服』」のなかで——「理解社会学」という言葉こそ出てこないとはいえ——法という現象に対する理解社会学的なアプローチの仕方を明瞭に定式化しており、その点で、イェリネクの「社会科学」理解を早くも一歩越え出ている。すなわち、イェリネクは「社会科学的方法」が法現象における因果連関の把握をめざすと述べているが、そうした因果連関がいかなる仕方で把握されるかについて語らなかったのであるが、ヴェーバーはそれを、理解社会学の観点を事実上導入しながらはっきりと述べているからである。すなわち、「自然主義的」方法によってとらえられる法現象とは、法の具体的条項が「経験的に『妥当』している」ことを意味しているのであり、法の「経験的『妥当』」とは、「当為」としての法が人々のなかにある一定の観念を呼び起こし、特定の行為を促すがゆえに、この主観的観念を通じて、法というものが因果的規定要因として社会的現実のなかに入り込んでいるという事実、これを意味しているのである。ヴェーバー自身の言葉で言えば、「具体的な人間の——格率を形成する——『知識』としての法が『経験的に存在する』ことを、われわれはここで経験的な『法秩序』と名付けた。このような知識、したがってこのような『経験的法秩序』は、行為する人間にとって、彼の行動のもろもろの動機の一つである」(Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 350)。こうした「自然主義的」方法が、のちの『経済と社会』において「社会学的」方法として定式化されるわけである (Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 181.)。

果的認識方法」と法学的な「規範的認識方法」との峻別は、『一般国家学』においては学の体系を構成するうえで最も重要な方法の区分となって現れており、実に『一般国家学』は、この方法の区分に基づいて、「一般社会的国家学 (allgemeine Soziallehre des Staates)」と「一般国法学 (allgemeine Staatsrechtslehre)」とに二分されているのである。

まずイエリネクは国家学を、「社会的形成物 (gesellschaftliches Gebilde)」としての国家をあつかう「社会的国家学」と、「法制度」としての国家をあつかう「国法学」とに分ける²⁹⁾——のちにケルゼンが「国家両面説 (Zwei-Seiten-Theorie)」として批判するもの——。前者の「社会的国家学」は、「国家の客観的・歴史的存在を、すなわちあまり適切な言い方ではないが国家の自然的存在を内容としてもつ」のに対し、後者の国法学は、「現実的存在において表現されるべき法規範を内容としてもつ」。かかる対象の相違に基づいて、両者の方法の違いが生じてくる。すなわち「社会的国家学」のほうは、「現象の因果的連関 (der ursächliche Zusammenhang) を教える規則」(「存在を表示する規則」)を探究するところの「因果的認識方法 (kausale Erkenntnisart)」を採るのに対して、「国法学」は「当為 (Sein-Sollen) を表示する法則」を探究するところの「規範的認識方法」を採用するのである³⁰⁾。

しかしながら、「社会的国家学」が対象とする「規則 (Regeln)」は、自然科学が探究するような「法則」とは異なるという論点が、ここでも繰り返される。「自然科学は、諸現象のなかにある同一のものみに注目することができる」。しかし、「社会的現象」のほうは、いかに他のものとの「同質性」ないし「類似性」を有しようとも、「個性的規定性の要素」をつねに示している。したがって、「同一種類の社会現象は、狭く局限された範囲でしか同一性を提示せず、主としてただ研究に対して類似性を提示するにすぎない。それゆえここでは、一般的法則は、決して個別現象を説明することはできない」とされる³¹⁾。

では、一般的法則を活用することのできない「社会的国家学」は、いかなる概念を用いて国家の因果的認識をめざすのか。

ここでイエリネクが持ち出してくるのが、現象の類似性に着目した「類型 (Typus)」の構成という方法である。なるほどすべての国家は「完全に個性的なもの」であるが、国家現象というものをそれ以外のあらゆる生の現象から「理論的に孤立化 (theoretische Isolierung)」させ、分離するならば、「全現象のなかに繰り返し現れる一般的な要素が視野に入ってくる」。そして、「われわれは、客体の孤立化によって認識しうるある同一の要素のおかげで、国家の構造と組織のなかに、その活動範囲のなかに、広汎な類似性 (Analogie) を見いだしうる」のであり、「社会的国家学」はこの類似性ないし「類型的要素 (typische Elemente)」に着目しながら、「類型」を構成することができるのである³²⁾。

29) Jellinek, 1921, S. 11. 前掲訳書, 9ページ以下。

30) Ebd., S. 19f. 前掲訳書, 16ページ以下。

31) Ebd., S. 30f. 前掲訳書, 24ページ以下。

32) Ebd., S. 31f. 前掲訳書, 25ページ以下。

イエリネクによれば、国家学が取りあつかってきた「類型」には、二つの種類がある。第一の類型をイエリネクは「理想型 (der ideale Typus または Idealtypus)」と命名している。周知のとおり、ヴェーバーが「社会科学的・社会政策的認識の『客観性』」(1904年)において提起した「理想型 (Idealtypus)」なる言葉は、実に『一般国家学』初版(1900年)のこの箇所に由来するのであるが、イエリネクのいう「理想型」はヴェーバーのそれとは意味がまったく異なっている。イエリネクのいう「理想型」とは、それによって現に存在するものを評価的に判断するための「価値基準」にはかならない。「それ〔理想型〕は、在るもの (Seiendes) ではなくて、在るべきもの (Seinsollendes) である。……これに合致するものは良いものであり、自己を貫徹し存在する権利を有し、それに合致しないものは、退けられ克服されるべきものである」。国家に関する「理想型」の具体例としては、「君主絶対主義および国民主権の基礎づけに対するすべての自然法的説明、権力分立の理念的基礎に立つ立憲国家のすべての叙述」などが挙げられているが、これらは、「一つの時代やその時代の党派におけるきわめて深奥な政治的志向」に由来するものであり、「最終的には主観的確信に基づいている」のである³³⁾。ヴェーバーの「理想型」概念には、こうした「望ましいもの」、「存在すべきもの」というような意味合いが含まれていないこと、改めて言うまでもない。

他方イエリネクは、「理想型」とは異なるいま一つの「類型」概念を、1900年の『一般国家学』の初版では「平均類型 (Durchschnittstypus)」と名付けていたが、1905年の同書第2版になるとこれを「経験類型 (der empirische Typus)」というふう言い換えている。しかも、第2版における変更は単なる名称の変更にとどまるものではなく、実に「経験類型」概念の内容にまでおよぶものであった。イエリネクをしてかかる変更を余儀なくせしめた契機が、ヴェーバーが自らの「理想型」概念を提示した論文「社会科学的・社会政策的認識の『客観性』」の出版(1904年)であったことは、ほぼまちがいないであろう。というのも、変更が加えられたあとの「経験類型」に関するイエリネクの説明には、ヴェーバーの「理想型」概念からの影響がはっきりと読みとれるからである。従来の研究では、ヴェーバーが「理想型」なる概念を構成していく過程をたどるに際して、「理想型」という語がイエリネクからヴェーバーへと受け継がれたという事実のみが指摘されてきたが、実際にはこの過程には、ヴェーバーがイエリネクにおよぼした影響をもふくむ両者の密接な相互作用が働いていたとみるべきであろう。

では、イエリネクの言う「平均類型」ないし「経験類型」とはいかなる概念であるか。

イエリネクは当初『一般国家学』の初版において、「平均類型」のことを、「帰納的方法」に

33) Ebd., S. 34f. 前掲訳書, 28ページ以下。ヴェーバーの Idealtypus という語は、最近では「理念型」と訳されることが多いが、むしろこれを「理想型」と訳したほうがヴェーバーの真意を汲んでいる、という指摘が、向井守「マックス・ウェーバーの科学論の精神史考察(二)」(神戸大学大学院文化研究科『文化学年報』第12号, 1993年3月, 所収) 47ページ以下でなされている。「理想型」には、「純論理的な意味」において「完全」であるとか「理想的」であるといった含意があるから、というのがその理由である。筆者もまたこの見解に同意し、Idealtypus を「理想型」と訳した。

よって、すなわち「多数の個別的なものを、それらに共通のメルクマールに基づいて比較する」という方法によって得られるところの「類型的な像」というふうに、きわめて簡略にして素朴実証主義的に規定していた³⁴⁾。ところが第2版では名称を「経験類型」に改めるとともに、それに関する説明に主として2カ所において追加的な語句や文章を付け加えているのである。

第一に、第2版には「われわれが多数の個別的なものを、それらに共通のメルクマールに基づいて一定の観点から比較するならば、同様に類型的な像が得られる」(傍点引用者)という「経験類型」についての説明が見られるが、初版のこの部分には「一定の観点から」という語句は挿入されていなかった³⁵⁾。周知のとおり、ヴェーバーはかの「客観性」論文において、無限に多様な現実のなかから意味のある理想型を構成するには、研究者が抱いている一定の「観点」に基づいて、現実の一面だけがとくに意義のある部分として抽出されなければならないことを強調した³⁶⁾が、イエリネクの挿入はそうしたヴェーバーの主張を取り入れたものと思われる。

第二に、第2版に見られる次のような段落は、初版には存在しない。

「経験類型は、まず第一にそれがより高次の客観的存在を表現することを要求しないという点で、理想型と区別される。それは、諸現象の特徴の総括を意味し、この総括は、研究者がとる立場にまったく依存する。それは、諸現象に共通するものを論理的に抽出することによって、その多様性を整理する。このようにして、経験類型は、研究者の頭のなかで実現される抽象によって獲得されるが、この抽象に対して、一切の現象は、破壊されることなく実在的なものとして存在し続ける」³⁷⁾。

この段落の挿入によって、初版では素朴な「帰納的方法」によって獲得できるとされていた類型概念が、研究者の抽象的操作によって論理的に首尾一貫して整理された類型概念へと、転換されている。ヴェーバーは「理想型」のもつ、「論理的原理にしたがって」構成されるところの「思惟された諸連関の矛盾のない世界」という論理的・ユートピア的性格を「客観性」論文において主張した³⁸⁾。イエリネクによる上記の挿入も、ヴェーバーのかかる主張を参照したものであろう。実際イエリネクは、第2版の脚注においてヴェーバーの「客観性」論文に言及し、「経験類型」もまた「論理的理想」としての性質を帯びていることを認め、そのかぎりでヴェーバーの論文に同意すると述べているのである³⁹⁾。

34) Jellinek, G., *Das Recht des modernen Staates, 1. Bd.; Allgemeine Staatslehre*, Berlin, 1900, S. 33f.

35) Jellinek, G., *Das Recht des modernen Staates, 1. Bd.; Allgemeine Staatslehre, 2. Aufl.*, Berlin, 1905, S. 34. 前掲訳書, 29ページ。Vgl. auch Jellinek, 1900, S. 33.

36) Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 190f. 富永祐治・立野保男訳『社会科学方法論』, 岩波文庫, 72ページ以下。

37) Jellinek, 1905, S. 35. 前掲訳書, 29ページ。

38) Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 190f. 富永・立野訳『社会科学方法論』, 72ページ以下。

39) Jellinek, 1905, S. 38. 前掲訳書, 33ページ。

そうすると、イエリネクが「平均類型」から「経験類型」へと名称を変更したことの理由もはや明らかであろう。ヴェーバーは「理想型」について、さまざまところでそれが見いだされる蓋然性が高いという意味での「平均」ではないことをきっぱりと述べている⁴⁰⁾。むしろ「理想型」は、現象のなかの特定の部分だけが一面的に強調されたような類型でもありうるのである。イエリネクはこうしたヴェーバーの指摘を受けて、「平均類型」という語が不適切であるとの結論にいたり、名称を「経験類型」に変えたのであろう。

たしかにイエリネクの「経験類型」は、ヴェーバーのいう「理想型」に接近している。実際、無限に多様な現実のなかから研究者の「観点」に沿ってその一面のみを抽出し、研究者の頭のなかで論理的に整序したものであるという点では、両者は共通性をもつ。イエリネクとヴェーバーはともに、類型の活用によって、無限に多様な現実のなかから何らかの規則性をつきとめることに、社会科学的ないしは社会学的な国家論の課題を見いだしていたのである——ヴェーバーが言うように、「社会学は、類型概念を構成し、出来事の一般的規則を求める」⁴¹⁾。

しかしながらイエリネクは、類型のもつ論理的な性格を承認しつつも、「経験類型」があくまで「諸現象に共通の」客観的な「メルクマール」を前提にするという点を最後まで譲らなかった。これに対してヴェーバーの理想型は、諸現象に共通するメルクマールを必要としない。「理想型」は「平均」ではなく、稀にしか見いだされないような現象であっても、研究者の論理的な操作によって、そこから「理想型」を作ることができる。そして、「類型」構成の仕方をめぐるとこのような両者の違いは、イエリネクがその国家学の対象を西洋の諸国家のみに限定し、「非常に異なった文化程度の、また非常にかけ離れた時代の諸国家および国家諸制度を比較する人は、何らの類型をも把握しえないか、さもなければ、何らの特性ももたないまったく無色の類型を得るにすぎない」と警告した⁴²⁾のに対し、ヴェーバーは「世界宗教の経済倫理」や「支配の社会学」において、アジアや古代文明をも射程に入れた国家や経済制度の比較類型論を展開した、という相違を帰結としてもたらしただのである。結局イエリネクは、現象の客観的な共通性にあまり注目しないヴェーバーの「理想型」概念を、実証性を欠く「虚構」に近づいているという理由から、全面的には受け入れることができなかつたのであろう。

とはいえ、このような「経験類型」を活用したイエリネクの「社会的国家学」の方法は、ヴェーバーが「社会学的国家学」を構想する際のインスピレーションを与えたに相違ない。そこで本章では、イエリネクの「社会的国家学」の内容のうち、国家の定義という点に限定して、イエリネクとヴェーバーとの継承関係を考察する。

40) Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 191. 富永・立野訳『社会科学方法論』, 73ページ。

41) Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 9. 清水幾太郎訳『社会学の根本概念』, 岩波文庫, 31ページ。

42) Jellinek, 1905, S. 35f. 前掲訳書, 30ページ。

Ⅳ 「社会的国家概念」と「社会学的国家概念」

イエリネクのいう「社会的国家概念 (der soziale Staatsbegriff)」は、ヴェーバーによる国家や支配の定義にいかなる影響を与えたのであろうか。

イエリネクによれば、「団体統一体 (Verbandseinheit) に統括された国家的意思関係は、本質的には支配関係 (Herrschaftsverhältnisse)」であり、「支配とは、他人の意思に対し自己の意思を無条件に実現するよう命じ、自己の意思を他人の意思に抗して無条件に貫徹できる力をもつことを意味する」⁴³⁾。社会学者のS・ルークスによる研究が示しているように、「支配」ないし「権力」を「意思や欲望の実現」という視角から定義するこうした主意主義的なアプローチは、西洋の近代政治理論の伝統においてはきわめてオーソドックスなものである⁴⁴⁾。ヴェーバーによる社会学的な「支配」の定義は、こうした主意主義的な伝統を受け継ぎながらも、命令に対して単に外面的に服従しているという事態をさすのではなく、服従者が命令を「『通用力のある』規範」として、あるいは「行動の格率 (Maxime)」として内面的に受け入れているという「正当的支配」を意味している⁴⁵⁾のに対して、イエリネクの定義にはそうした規範的要素が「支配」の要件としてふくまれていないという違いが見られる。この違いは、イエリネクが「社会科学」的認識方法のもとにもっぱら類型的で客観的な「規則」の探究のことを念頭に置いていたのに対して、ヴェーバーの場合は社会学的「規則」を定立するにあたって「理解社会学」というアプローチをとったということ、このことに起因していると言えよう。とはいえイエリネクの定義が、法学的概念構成からは出てこない「支配」の概念を提起したことは明らかであり、ヴェーバーがこの定義に「理解社会学」の方法を用いて修正を加えたのだと考えることは、この二人の親密な関係からしてあながち不当な推論とは言えないのである。

両者はまた、国家の究極の構成単位を「法」に求める公法実証主義の国家論と、個々の人間の行為と意思を規定する超越的な実体として国家を把握するような国家有機体説とに対抗して、諸個人の単位行為と意思関係を国家の究極の構成単位とみなすという点でも、共同の戦線を構築している。イエリネクによれば、「国家の究極的・客観的要素」は、「人と人との関係において現れる一定の活動 (Tätigkeiten) の並存および継続」であり、より具体的には「命令する人とこの命令に服従することを承認する人」との「意思関係 (Willensverhältnissen)」にほかならない⁴⁶⁾。そしてヴェーバーもまた国家を、「チャンスとして観念的に構成された社会的行為の特定の過程」、あるいは、国家の法秩序は妥当すべきであるという観念に従った「人間の特殊な共同行為 (Zusammenhandeln) のコンプレックス」であると説く⁴⁷⁾のである。

43) Jellinek, 1921, S. 180. 前掲訳書, 144ページ。

44) ルークス, S. 伊藤公雄訳『権力と権威』, アカデミア出版会, 1989年, 16ページ以下。

45) Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 544. 世良訳『支配の社会学Ⅰ』, 10ページ以下。

46) Jellinek, 1921, S. 174f. 前掲訳書, 140ページ以下。

47) Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 6f. 清水訳『社会学の根本概念』, 24ページ。

かくして、諸個人の意思関係と行為とに着目したイエリネクが到達する「社会的国家概念」は、多数の人間が「恒常的な、内面において凝集した目的によって相互に結びついている」ような「団体統一体」というかたちで定義される (国家の「目的論的統一性」)⁴⁸⁾。意思関係と行為とを、国家を成り立たしめる因果的要素として際立たせたところに、法学的国家概念から区別された「社会的国家概念」の独自性があると言えよう。

しかしこうした方法論上の類似性⁴⁹⁾にもかかわらず、イエリネクの「社会的国家概念」とヴェーバーによる国家の「社会学的定義」には、きわめて重要な違いが見られる。

まずイエリネクは、上記のような「支配」ならびに国家の構成単位の問題に基づいて、「始源的な支配力を付与された、定住せる人間の団体統一体」という「社会的国家概念」を設定する。これに対して、ヴェーバーによる国家の定義として有名なのは、「職業としての政治」に出てくる、以下のような一連の定義である。

「国家は、……正当な (正当なもののみなされている、という意味だが) 暴力行使という手段に支えられた、人間の人間に対する支配関係である」⁵⁰⁾。

「国家とは、ある一定の領域の内部で——この領域という点がメルクマールなのだが——正当な物理的暴力行使の独占を (実効的に) 要求する人間共同体である」⁵¹⁾。

「近代国家とは、ある領域の内部で、支配手段としての正当な物理的暴力行使の独占に成功したアンシュタルト的な支配団体である」⁵²⁾。

たしかに、イエリネクのいう国家の「始源的支配力」とは、国家の支配力は他のいかなる力にも依存しない「始源的な」ものであるということの意味しており、また、(近代) 国家の領域性を強調したのはイエリネクの功績であるからして、国家というものが他の諸団体に優越する権力を保持していることと、国家のもつ領域的性格とを、ヴェーバーはイエリネクとともに注目していたと言える。しかしながら、イエリネクとヴェーバーとは、次の二点において、決定的に国家観を異にしている。

第一の違いは、国家の目的に関するものである。イエリネクは、「目的論的観点」から見た国家の定義として、「国家は、外的手段を用いて作用する計画的・集権的な活動により、個人、

48) Jellinek, 1921, S. 179. 前掲訳書, 143ページ。

49) このほか、イエリネクがヴェーバーに与えた影響としては、イエリネクの「事実の規範力」説がヴェーバーの「合法的支配」の概念形成におよぼした影響が考えられるが、この点については神戸大学大学院文学研究科に提出した筆者の修士論文「マックス・ヴェーバーの国家論——合理的国家と権力国家の相剋を中心に——」の後編第1章第3節で論じておいたので、参照されたい。

50) Weber, Max, *Gesammelte politische Schriften*, 5. Aufl., Tübingen, 1988, S.507. 脇圭平訳『職業としての政治』, 岩波文庫, 10ページ。

51) Ebd., S. 506. 同上訳書, 9ページ。

52) Ebd., S. 511. 同上訳書, 18ページ。

国民および人類の連帯的諸利益を全体の進歩的な発展という方向で満足させるところの、支配的であり、法人格を有する民族の団体」という規定を与えている⁵³⁾。要するに、国家は、現在生存している諸個人ではなく将来を見通した全人類の発展を促進するという目的を有しており、国家はこの目的を実現するために、「外的手段」を用いて秩序維持の機能を遂行する、というのである。かかる目的論的思考と、社会科学の「価値自由」を力説したヴェーバーの思考とが鋭く対立していることは明らかである。ヴェーバーは「社会学の根本概念」や「職業としての政治」において、「国家もふくめて、政治団体というものは、その団体的行為の『目的』を挙げて定義することはできない」とし⁵⁴⁾、「むしろ近代国家の社会学的な定義は、結局は、国家をふくめた政治団体に固有な、特殊の手段、つまり物理的暴力の行使に着目して初めて可能となる」ことを強調した⁵⁵⁾。たしかにヴェーバーはリベラル・ナショナリストの一人として、国民国家の目的が国民の「経済的・政治的な権利利害」の実現にあることを終生疑わなかったであろうが⁵⁶⁾、こと社会科学的認識に関しては、そのような目的論的観点が混入することを、ヴェーバーは峻拒した。彼にしてみれば、国家の目的などという事柄は、経験的社会科学が答えることのできない政治的信念・価値判断の領域に属するのである。これに対して、イエリネクの場合、その主要な問題関心は法学的国家学の方法の確立に向けられていたがゆえに、「社会的国家学」においては「国家はいかにして（実質的に）正当化されるか」という超法学的な問題の考察の過程で、図らずも国家目的による国家の正当化という思弁的議論が入り込んでしまったのだと言えよう。

第二の違いは、国家「アンシュタルト (Anstalt)」説に対する両者の態度にかかわっている。法学においては「営造物」と訳されているこの「アンシュタルト」という語は、O. v. ギールケによれば、カノン法に起源をもつという。すなわち、カトリック教会のなす教育・慈善事業のための物的施設のことをアンシュタルトと呼称したわけである。そうした施設が、近代国家の成立とともに教会から国家へと吸収されるや（教会財産の没収）、国家それ自体が一つのアンシュタルトとみなされるようになった。かくて近代法学においては、アンシュタルトという概念は、以下のような二様の語義で用いられることになる。

一つは、「外から植えつけられた統一的な創設意思によって絶えず支配されるところの、団体人格として承認された社会的有機体 (gesellschaftlicher Organismus)」という意味であり、この概念はのちに W. E. アルプレヒト (1800-1876) や O. マイヤー (1846-1924) によって発展させられ、アルプレヒトによって、支配者個人の利害や目的を越えた高次の普遍的共通利害に奉仕する「公共体 (Gemeinwesen)」というふうの規定された⁵⁷⁾。こうした国家有機体説と

53) Jellinek, 1921, S. 264. 前掲訳書, 212ページ。

54) Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 30. 清水訳『社会学の根本概念』, 89ページ。

55) Weber, Max, *Gesammelte politische Schriften*, S. 506. 脇訳『職業としての政治』, 9ページ。

56) Ebd., S. 14f. 中村貞二ほか訳『マックス・ヴェーバー政治論集 I』, みすず書房, 1983年, 52ページ。

57) Höhn, R., *Der individualistische Staatsbegriff und die juristische Staatsperson*, Berlin, 1935, S. 221.

結びついたアンシュタルト概念は、イエリネクによってその形而上学的性格を剥奪され、国家は独立の人格性を有する——したがって固有の権利と義務を有する——「法人格 (Rechtsperson)」であるとする法学的な国家概念へと洗練されていく。

こうした、国家のもつ独自の人格性を強調するアンシュタルト概念とは対照的な、いま一つの(広義の)アンシュタルト概念は、「固有の人格性を欠いた持続的な制度」というものである⁵⁸⁾。

いずれにせよ、概念史的にみればアンシュタルトという語は、国家の支配者(君主)個人の人格とは区別された意思によって秩序づけられるところの、非自発的にして客観的な施設ないし制度を意味することばとして使われてきた。ヴェーバーが「理解社会学の若干のカテゴリーについて」や「社会学の根本概念」その他において用いている「アンシュタルト」概念も、このことばのそうした含意に準拠しつつ構成されていると思われる。ヴェーバーによるアンシュタルトの代表的な定義を引用しておこう。

「(1)自発的な『目的結社』とは対照的に、本人の言明とは無関係に純粹に客観的な要件に基づいて帰属させられること、(2)意図的・合理的な秩序を欠いていてその点で無定形な諒解ゲマインシャフト関係とは対照的に、そうした人為的な合理的秩序と強制装置とが存在していて、それもまた行為を規定しているという事実——これらの事態がそなわったゲマインシャフトを、われわれは『アンシュタルト』と呼ぶ」⁵⁹⁾。

「アンシュタルトとは、その実定的秩序が、特定の作用領域内において、ある基準に合致する一切の行為に(比較的)効果的に指令される(oktroiert)ような団体をさす」のであり、かかる秩序は、「ある基準(出生、居住、一定施設の利用)に合するかぎりの一切の人間に対して効力をもつことを要求し、当人が——結社のように——自発的にこれに賛成したか否か、さらに、制定に協力したか否かは無関係である」⁶⁰⁾。

こうしたアンシュタルト概念に基づいて組み立てられる国家像は、客観的・合理的・人為的な秩序に従うような、規則的な社会的行為の「コンプレックス」という像であり、ここには、諸個人によって共有された「秩序」に関する主観的観念を超越するような、いかなる高次の「目的」も「人格性」も入り込む余地がない。おそらくヴェーバーは、国家有機体説や法学上の国家法人格説に対抗するという意図をもって、諸個人の意思や人格を越えた客観的・強制的秩序というアンシュタルト概念のニュアンスを、理解社会学の「方法論的個人主義」という彼独自の観点を加味しながら具体化したのであり、彼が「支配の社会学」のなかで特殊「近代的な」支配の形態として——すなわち近代国家の決定的なメルクマールとして——挙げた「合法的

58) Gierke, O. v., *Deutsches Privatrecht*, 1. Aufl., 1. Bd., Leipzig, 1895, S.635f.

59) Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S.466. 海老原明夫・中野敏男訳『理解社会学のカテゴリー』, 未来社, 1990年, 110ページ。

60) Weber, Max, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 28. 清水訳『社会学の根本概念』, 85ページ。

支配」の「非人格性」もまた、国家を「アンシュタルト」とみなす彼の視角と通底しているのである。

これに対してイエリネクは『一般国家学』において、国家をアンシュタルトとして把握する諸学説をしりぞけた。ここで彼は国家アンシュタルト説を、「国家を客体として把握する」理論のうちに数え入れている。そうしたアンシュタルトにあつては、「それをとりしきる意思はアンシュタルトそのものからは出てこない」がゆえに、この学説は法を産み出す力や国家意思の源を説明できないとともに、国家を権利と義務の主体として把握できない、というわけである。国家を権利・義務の主体として法学的に構成しようとする彼の国家法人格説からすれば、国家を客体として把握するアンシュタルト説は批判されるべき対象であつた⁶¹⁾。

かくしてわれわれは、ヴェーバーがイエリネクの「社会的国家学」から重要な方法論的示唆を汲みとりながらも、国家概念においては著しい見解の相違を示していることを見た。この相違は、イエリネクが主として法学的国家概念の洗練に心血を注いだのに対して、ヴェーバーの関心はもっぱら社会学的国家概念の探究に向けられていたという、両者の関心と視角の違いに帰せられよう。しかし、ヴェーバーが国家社会学を構想するうえでイエリネクから受けた方法論上のインスピレーションには、いま一つの論点がある。これを次章で検討することにしよう。

V 「集団の社会学」への道

イエリネクは1906年に、今日の我が国でも自衛隊合憲・違憲の問題をめぐって引き合いに出されることの多い、『憲法改正と憲法変遷 (Verfassungsänderung und Verfassungswandlung)』を公刊した。この著作に関して、ヴェーバーがイエリネクに書き送った1906年8月27日付けの書簡が、現在刊行中の『マックス・ヴェーバー全集 (Max Weber Gesamtausgabe)』に紹介されている。ヴェーバーはこの書簡の後半部分では、イエリネクの著作の「二義的な細かい点」にも批評を加えており、それはそれで両者の事実認識や政治的見解の違いをみることで興味深いのだが、ここではそうした部分を省略して、著作全体の評価を述べた、書簡の冒頭部分のみを引用しておこう。

「内容的に卓越しているとともに形式においても魅力のあるあなたの論稿を、私は大きな喜びと教唆とを得ながら、たったいま読み終えたところです。一部は私にとって目新しく、そうでないにしても一部は私自身の（あまりはっきりと展開されていない）見解に合致するところの、あらゆる無数の個別的な点を無視するならば、あなたの作品の御趣旨全体は、私のきわめて共感するところです。と申しますのも、この作品によって、『政治』を学問的に取り扱う端緒が、そもそも初めて厳密な仕方で切り開かれたように思われるからでありまして、いずれにせよここで現実の『核心問題』がとらまえているからであ

61) Jellinek, 1921, S. 164f. 前掲訳書, 135ページ以下。

ります。『法的な』考察と『政治的な』考察との慎重な区別、ならびに、両者の相互関係の確定が、いまや次なる大きな方法的問題になるのですが、この問題はこれまでしばしば語られながら、ほとんどつねにきわめて表面的にのみ取り扱われてきたにすぎないのですが、この作品においていくつかのまことにすばらしい解明の光 (Schlaglichter) を得ているのです。法改正を通じた憲法改正と政治的変遷を通じた憲法改正、法改正を通じた政治状況の変化等々の区別が、いまや次の課題となるのでありましょう⁶²⁾。

この書簡からも読みとれるように、イエリネクのこの著作は、国法学的な考察を「政治学」によって補完するという意図のもとに書かれており、本書のテーマがそもそも、国法学的考察のみではとらえることのできない事象を取りあつかっているのである。すなわち、本書の題名にある「憲法改正」のほうは、「意図的な意思行為による憲法条文の変更」を意味しているがゆえに、実証主義的国法学的方法によって解釈しうるのに対し、「憲法変遷」は、憲法の条文は変更せずに存続させたまま、にもかかわらず何らかの新たな「事実」の惹起を通じて、憲法が実質的な変更をこうむるという事態を意味しており⁶³⁾、本書は主としてこの「憲法変遷」のほうを考察の対象としているのである。「憲法変遷」は、法学ではとらえきれないような、社会のなかの現実の諸勢力によって引き起こされるのであり、そうした「実在の政治的諸力は、それらに固有の法則に従って動くのであって、これらの法則は、すべての法律的諸形態からは独立に作用する」⁶⁴⁾。ゆえに、「憲法変遷」のような現象を解明するためには、「立法者と並び、かつ立法者を越えて存在する法創造を行う諸力に関する学説としての学問である政治学 (wissenschaftliche Politik)」⁶⁵⁾を援用しなければならない。「国家とはまず第一に社会的かつ歴史的事象であつて、法はこれを秩序づけることはできても創造することはできない」のである⁶⁶⁾。

従来の実証主義的国法学がとりあげてこなかった「政治的」な「憲法変遷」の実例とその分析が提示されているのは、この著作の第Ⅶ章と第Ⅷ章であり、ヴェーバーの関心もこれら二つの章に向けられていたと思われる。これら二つの章においてイエリネクが「憲法変遷」の実例として主たる考察の対象にとりあげたのは、大衆的な組織政党の発達による議会政治の変容、すなわち、制限選挙権を通じて議会が「貴族制的」な性格を帯びていた時代から、選挙制度の民主化を通じて労働者政党がその代表を議会に送り込むような時代へ移行するにつれて、憲法の条文に変更はなくとも、国家の事実上の権力が議会から内閣へと移行していくというイギリ

62) Weber, Max, Gesamtausgabe II/5, Tübingen, 1990, S. 149.

63) Jellinek, G., Verfassungsänderung und Verfassungswandlung, Berlin, 1906, S. 3. 森英樹・篠原巖訳「憲法改正と憲法変遷」(イエリネク『少數者の権利』, 日本評論社, 1989年, 所収), 68ページ。

64) Ebd., S. 72. 同上訳書, 130ページ。

65) Ebd., S. 31. 同上訳書, 93ページ以下。

66) Ebd., S. 43. 同上訳書, 104ページ。

スの事例であり、さらには、政党とは別に「自然発生的というべき国民の組織」がますます形成されていくにつれて、国家の政策に議会がおよぼす影響力がますます低下していくという事態——今日「コーポラティズム(団体統合主義)」と呼ばれるようになった事態——である。

イエリネクによれば、「近代社会は自己組織化の進行過程の途上にある」⁶⁷⁾。すなわち、「あらゆる種類の結社と集会、経営者団体と労働者団体、一部は利害関係者自体によって形成され、一部は国家によって形成され監督を受ける多様な形態の利益代表組織、これらは原子化された国民大衆に代わって、すでに今日ほとんど見渡しがたいほどのおびただしい編成を築いていて、これらの組織は「不可避的な歴史的必然性によって、国家的諸関係の形成にその作用をおよぼさざるをえない」⁶⁸⁾。実際、現在の労働法は、労働組合や経営者団体からの影響の産物である。イエリネクによればこうした現象こそ、国法学と「政治学」との「学問上の結合」⁶⁹⁾を通じて説明されなければならないのである。

以上が、イエリネクの「憲法変遷」論の要旨である。ではヴェーバーは、このイエリネクの論稿のどこに、「政治」を学問的に取り扱う端緒を見いだしたのであろうか。

イエリネクのいう政治的諸力の「固有の法則性」とは、具体的には、「近代社会」における「自己組織化」の法則を意味している。すなわち、「近代社会」は、自然法的社会契約論のみならず法学もまた想定しているような、「原子化」された諸個人の集積物ではなく、諸個人は理念と利害によって駆りたてられながら多様な「組織」を産み出すのであって、近代社会は実にこうした諸組織によって構成されている。そして、これらの組織の運動の規則性とそれが国家におよぼす影響を分析することが、イエリネクのいう「政治学」の課題であり、ヴェーバーはここに「政治」を学問的に取り扱う端緒を見いだしたのだと言えよう。

しかも、市民社会を構成する諸組織に着目するという、イエリネクによるこうした方法論上の「教唆」は、あくまで「政治学」に関するものであるとはいえ、それはヴェーバー自身の社会学観の形成とまったく無縁ではない。ヴェーバーはおそらく、イエリネクのこの著作とロベルト・ミヘルスのドイツ社会民主党に関する研究とに触発されて、社会学こそがこうした中間集団の分析を自らの課題として引き受けなければならないという確信を深めていくからである。

1910年に『現代民主主義における政党の社会学』（初版）——これはマックス・ヴェーバーに捧げられている——を公刊することになるロベルト・ミヘルスは、1906年、ヴェーバーやゾンバルトの編集する『社会科学・社会政策アルヒーフ』誌上に、「ドイツの社会民主主義」と題した論文を発表したが、論文の印刷に先立ってその草稿の一部を読んだヴェーバーは、先のイエリネク宛の書簡の5カ月前にあたる1906年3月26日に、ミヘルスの草稿に対する批評の書簡を書き送っている。この書簡のなかでヴェーバーは、ミヘルスの草稿について、「あなた

67) Ebd., S. 78. 同上訳書, 137ページ。

68) Ebd., S. 74. 同上訳書, 133ページ。

69) Ebd., Vorrede. 同上訳書, 63ページ。

のお仕事は明らかに、——これまで——ほとんど開拓されていないばかりでなく実り豊かなものであると私には思われるような方向で、進展しておられます」と高い評価を与え、政党に関する「とらわれのない冷静な」「解剖学」はこれまで欠如していたと述べるとともに、そのような「冷静」で学問的な性格をもつ「政党生活の社会学」の文献として、アメリカの政党についてはジェームズ・ブライスの『アメリカン・コモンウェルス』(Bryce, James, *The American Commonwealth*, 1890) を、イギリスのそれについてはシドニー・ローの『イギリスの統治』(Low, Sidney, *The Governance of England*, 1904) を、ミヘルスに対して一読するよう勧めており⁷⁰⁾、ヴェーバーはその後の書簡でも繰り返しこれらを読むよう説いているのである。ブライスとローのこれらの書物は、イエリネクの『憲法改正と憲法変遷』でのイギリスとアメリカに関する記述のなかでも十分に活用されているばかりでなく、とくにローの『イギリスの統治』については脚注のなかで、「この素晴らしい書物が、私の提案で最高の専門家の手によって翻訳され、間もなくドイツ語で出版されることになっているのを知らせることができることは、私にとって喜びである」⁷¹⁾と述べられている。ヴェーバーの問題関心とイエリネクのそれとの一致がここから看取されうる。

さらにわれわれは、1910年の10月に開催されたドイツ社会学会の第1回大会におけるヴェーバーの「事務報告」に注目しなければならない。というのも、同報告のなかでヴェーバーは、社会学会が今後手がけるべきテーマとして、「新聞の社会学」、「近代社会における指導的職業の選択」となると、「集団の社会学 (Soziologie des Vereinswesens)」を挙げているからである。

ヴェーバーの報告のねらいは、「概念がはっきり定まっていない」社会学の「当面の課題」を具体的に提示することであり、「集団」の分析はこの新しい学問に固有の課題として位置づけられるのである。

「第二のテーマ〔集団の社会学〕を定式化するにあたり、私はまず大上段に構えざるをえません。ふつう『ゲゼルシャフトリッヒ』と称せられる構成体を社会学研究の対象とすることは、およそ社会学会にとって基本的な課題である、と。政治的に組織されもしくは承認された諸勢力——国家、市町村、公会堂——と、家族などの自然生長的共同社会との中間にあるもの一切がこれにあたります。それゆえ、あまりひとの注目をひかないものですが、九柱戯のクラブにはじまり、政党やさらに宗教・芸術・文学などのセクトにまでおよぶ最広義における集団の社会学が、別して問題なのです」⁷²⁾。

またヴェーバーは、とくに政党について、それが「機械——アメリカの政党のような純粋

70) Weber, Max, *Gesamtausgabe II/5*, S. 56f.

71) Jellinek, 1906, S. 49. 前掲訳書, 151ページ。

72) 米沢和彦「ドイツ社会学史研究」, 恒星社厚生閣, 1991年, 102ページ。

な機械——であるのか、それとも……自称世界観政党であるのか」といった政党類型が問題となり、また政党は、個人や「客観的・超個人的な文化財」にいかなる作用をおよぼすかが問題になるとも述べている⁷³⁾。

かくしてヴェーバーは、イエリネクによって触発されたゲゼルシャフトリッヒな集団に関する分析を社会学自身の課題として引き受け、この課題を『経済と社会』における諸集団のカズイステークとして遂行することになる。とりわけ、イエリネクは法学的国家概念と社会的国家概念とを峻別したけれども、両者の相互関係についてはまったく語らなかつたがゆえに、のちにH.ケルゼンの批判を招くことになる⁷⁴⁾のであるが、ヴェーバーの「理解社会学」はこれら二つの概念を何とか媒介しようとする試みとしても位置づけることができるのである。いまやわれわれは、ヴェーバー自身の国家社会学の方法——理解社会学としての国家社会学——を検討しなければならない。

VI 法学的国家概念と社会的国家概念の「理解社会学」による統一の試み

G.イエリネク以降のドイツ国家学は、彼によって二分された法学的国家概念と社会的国家概念——「国家両面説 (Zwei-Seiten-Theorie)」——とをいかにして統一するかという問題を軸にして展開していったと言っても過言ではなからう。ヴァイマル期の国家学は大きく言って、国家を法規範の体系と同一視するH.ケルゼンの「国家なき国家学」と、国家を赤裸々な権力と主権的な権力主体による実存的「決断」とに還元するC.シュミットの「規範なき国家学」とに分裂するのであるが、実にヴェーバーの「理解社会学」は、——決して十全なものとは言えないにしても——法学的国家概念と社会的国家概念とを統一しようとする試みとしても位置づけられうるのである。

「理解社会学」は、規則性をもつ人間の社会的行為を対象とする。この場合、社会的行為とは、行為者自身が主観的に抱いている意味(動機)によって方向づけられ、かつ他者の行動へと関係づけられているような行動のことである。その際「理解社会学」は、①人間行為の「解釈による理解 (deutend zu verstehen)」を通じてその動機をつきとめ、②そうして得られた動機を当該行為の「原因」として仮定し、そこから、経験的にみて一定の規則的な行為パターンとみなしうるような行為過程の「理想型」を構成する。この場合「理想型」は、現実からの思考的な抽象物であるがゆえに、理解可能な明証性と、その行為パターンが繰り返される蓋然性が高いという経験的規則性とを備えている。そして、③探究の対象となっている人間行為がかかると「理想型」に近接していることを発見できたならば、それはとりもなおさず、現実の人間行為を「因果的に説明 (ursächlich zu erklären)」したことになるのである。さらに、④「理解社会学」は、この「理想型」をものさしにして現実の個々の人間行為を測定し、そこに見いだ

73) 同上書、103ページ。

74) Kelsen, H., *Der soziologische und juristische Staatsbegriff*, Tübingen, 1922, S. 114f.

される「理想型」からのズレや乖離に注目することによって、現実の出来事を規定している個性的な因果的要素——つまり、その出来事が経験的な規則には合致しないような仕方では生起することをもたらしした原因——を「説明」することもできる。たとえばヴェーバーが挙げている事例を用いるならば、カルヴァンの「予定説」の理想型からは、論理的には、「宿命論」ないし「倫理的アノミー」が産み出されてしかるべきであるが、実際には、「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」に関するヴェーバーの研究が示しているように、現世の改造を指向する能動的な行為のエートスが生まれたのである。したがって「理解社会学」は、単に行為の「表面上の動機」にのみ注意を払うのではなく、動機づけの過程では行為の当事者が自覚していなかったような結果をもたらし因果的要素をも射程に入れるわけであり、そうであるがゆえに、行為の「意図せざる結果」を因果的に説明することができるのである⁷⁵⁾。

さて、ヴェーバーによれば、一見すると個人とは独立した集団意思を有しているようにみえる「国家」のような「集団的人格」も、「理解社会学」の立場からみれば「人間の特定の種類の共同行為 (Zusammenhandeln) のカテゴリー」なのであって、「そうしたカテゴリーを『理解可能な』行為へと、すなわち参与している個々人の行為へと例外なく還元すること」が、「理解社会学」の「課題」となる⁷⁶⁾。

では、国家を個々人の行為へと還元するという作業は、いかにして行われるのであろうか。この場合、個人の行為と国家とをつなぐ媒介項として置かれるのが、「理解社会学」の観点から捉えられた「法」なのである。

すなわち、社会学は、法学とは異なって、一定の「法命題」の「論理的にみて正しい『客観的な意味内容』」を探究するのではなく、その「法命題」に関する人々の「表象 (Vorstellung)」を、つまり、その「法命題」について人々が心のなかで主観的に抱いている観念を探究する。なぜなら、特定の「法命題」の「意味」や「妥当」に関する人々の「表象」は、「行為の決定要因」として「重要な役割を果たしている」からであり、そうした特定の「表象」が人々のあいだに広く流布している場合には、多数の人間の行為に規則性が付与され、かかる行為の規則性から「国家」という形象が生まれてくるからである。ヴェーバーのことばを借りるならば、「経験的にその都度確定されうるような、妥当なもののみなされた『法命題』の『意味』」についての表象が一定の人々の考えを支配しているということが、特定のそれと挙示しうる事情の下で、行為を特定の『予想』に合理的に準拠させることを可能にし、それゆえ具体的な個々人に対して特定の『チャンス』を与える。すなわち、特定の諸個人をして国家を構成する「共

75) Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 435f. 海老原・中野訳『理解社会学のカテゴリー』、27ページ以下。なお、ヴェーバーの「理解社会学」が行為の「意図せざる結果」を問題にするという点については、大林信治『マックス・ウェーバーと同時代人たち』、岩波書店、1993年、16ページ以下が参考になる。

76) Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 439. 海老原・中野訳『理解社会学のカテゴリー』、38ページ。

同行為」へと駆りたてるのである⁷⁷⁾。

「理解社会学」は「法学的国家概念」と「社会的国家概念」とを統一する試みでもあったというテーゼの意味は、いまや明らかであろう。法学の言う客観的な規範的法秩序としての「国家」は、「理解社会学」による主観的意味の理解というフィルターを通して、現実の人間行為の規定要因——「動機」ないし「表象」——へと翻訳され、社会学からみた「国家」——「人間の特殊な共同行為のコンプレックス」——を再生産する因果的要因として再措定されるのである。端的に言えば、法学的国家概念は、理解社会学による主観的動機への還元を通じて、社会的国家概念へと転化せしめられるのである。

ここに至ってわれわれは、本稿の冒頭で提起しておいた問いに対する暫定的な回答を得ることができる。冒頭で提起しておいた問いとはすなわち、ヴェーバーが構想した「国家社会学」——すなわち、「理解社会学」によって定礎された国家学——は、いかなる意味で旧来の公法学的国家学から区別されうるのか、という問いである。

ヴェーバーの「理解社会学」は、これを国家学の方法として位置づけるならば、①公法実証主義によって純粋な当為の体系として描出された法秩序が、国家を構成する現実の人間の諸行為においては特定の行為パターンを動機づける主観的な因果的要因として作用していることを解釈によって理解し、②こうして得られた動機理解から、今度は特定の国家の具体的な形態や機能様式を因果的に説明し、そこに何らかの規則性を発見しようとする方法であった。かかる方法は、規範の体系という側面（客観的な意味連関）のみから国家を捉えようとする公法学的国家学の支配的なパラダイムに対抗して、行為者が抱いている主観的な意味ないし動機の連関から国家の現実のあり方を理解し説明する試みであった。

なるほど、国家の形態や機能様式を規定する現実の因果的要素を抽出する試みは、ヴェーバーが言うような行為の主観的意味連関の探究のみには還元しえないのであって、だからこそヴェーバーも、行為の「意図せざる結果」を射程に収めることのできる「理解社会学」の方法を確立しようとしたのだ。しかしながら、国家を規定する現実の因果的要因に関する説明は、行為者の主観的動機や意図せざる結果のみならず、まさしくH.ヘラーが述べているような、諸個人の主観的動機を制約する事実的因果要素⁷⁸⁾（自然的条件や地勢学的条件のみならず、今日では「関係」とか、「構造」ないし「システム」と呼びならわされている要素）をも考慮に入れなければならない。ヴェーバーはそうした諸要素を、人間行為の「条件」ないし「規定根拠」として、「理解社会学」も考慮しなければならないことを説いているが⁷⁹⁾、そう

77) Ebd., S. 439f. 同上訳書, 39ページ以下。

78) Heller, H., *Gesammelte Schriften*, 2. Aufl., 2. Bd., Tübingen, 1992, S. 28f. 今井弘道ほか編訳『国家学の危機』, 風行社, 1991年, 34ページ。

79) Weber, Max, *Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre*, S. 430f. 海老原・中野訳『理解社会学のカテゴリー』, 15ページ以下。

した諸要素は「理解社会学」にとっては、あくまで「与件」としてたち現れるのであり、探究の主題的な対象とはなりえないのである。しかしながらヴェーバーの「理解社会学」が、公法実証主義を首尾一貫して極点にまでおし進めたケルゼンの純粋法学的国家学に疑問を抱き、国家現象の事実的因果性を探究しようとしたヴェーバー以降のドイツの国家学者に対して、新しい方法的観点の樹立するためのインスピレーションを与えたことは、疑いをいれない⁸⁰⁾。

80) ヴェーバーの理解社会学を応用しながら社会学的な国家概念を組み立てようとした試みは、ヴェーバー以降の二つの例を紹介しておこう。まずは、*Erinnerungsgabe für Max Weber*, München u. Leipzig, 1923. に掲載された、経済学者のC.ブリックマン (C. Brinkmann) の論稿 *Soziologie und Staatswissenschaft* である。ブリックマンは、H.クラッベ (H. Krabbe) やH.ケルゼンによって「国法学からの社会学の理論的排除」がなされてきたことを批判したのち、ケルゼンが一面的に探究したような「当為の理念的妥当性 (ideale Gültigkeit des Sollens)」から、ヴェーバーが社会学的な「法」の概念として定式化したような「当為の現実的妥当 (reale Geltung des Sollens)」へと、国家学が「移行」すべきだと唱えた。さらにブリックマンは、「当為の現実的妥当」に関する解釈が心理学主義に陥ってしまうことを戒め、「心理的なもの領域には収めきれないような一般的な存在の領域に国家の根本を求める」ことを提起した。すなわち、「目的合理的行為」の理念型を用いた国家概念の再構築である。「そうすると国家に関する理解は、ただちに次のような合目的的行為や衝動的な行為から生じてくる。すなわち、一般的にはゲゼルシャフトリッヒな現存在という外的な条件のもとで、特殊的にはそうした現存在の歴史的な形象のもとで、最高の共同体価値である法を実現するために至高の強制力をうち建てようとする、そういう行為である」。このような国家概念によってのみ、ひとは自然法学説（考察の課題を消極的な法の実現にのみ限定する）と有機体説（考察の課題を積極的な権力行使に一面的に限定する）という両極端を回避できる、というのである。理解社会学を応用しようとしたいま一つの試みは、1926年段階におけるH.ヘラーのそれである。「法的権力と事実的権力との結びつき」をこそ国家学は究明しなければならないと一貫して主張するヘラーは、「国家と法とは、社会学的レベルにおいては、自然現象としてではなく、社会心理学的に動く社会的存在形象とみなされるべきものであり、それゆえこのレベルにおいてのみ結合されうる」と述べたうえで、ヴェーバーの理解社会学に対して一定の方法論的な期待を寄せるのである——「むしろ、マックス・ヴェーバーの意味での『理解』社会学を特殊な社会的国家学 (spezielle Soziallehre des Staates) として捉えるためには、それは上の方向にも下の方向にも拡張されて然るべきであろう。下に向かって拡張するためには、政治的行為の没意味的な条件を組み込むことが、地政学、人間学、そして大衆心理学の成果を示すことが……必要であろう。上に向かって拡張するためには、経験社会学は、国家の哲学的正当化理論を必要とする」。さらにヘラーは、イェリネクやヴェーバーと同様に、「国家を現代の決定的な国家問題に属する社会的関連の中にあるものとして位置づけるためには、社会学的レベルに立たなくてはならない。だが、通説的国家学は、それ（たとえば経済、社会階級、マスコミ、世論、宗教）をまったく扱わないか、不十分にしか（たとえば政党、国民、利害関係）扱わない」として、社会学が対象とするような集団ないし関係を考慮に入れることを、国家学に要求するのである (Heller, H., *Gesammelte Schriften*, 2. Aufl., 2. Bd., Tübingen, 1992, S. 28f. 今井ほか編訳『国家学の危機』, 33ページ以下)。結局ヘラーはのちに、ヴェーバーの理解社会学よりはH.フライヤーの「現実科学としての社会学」のほうに魅きつけられていくのであるが、ヘラーの「社会学としての、現実科学としての国家学」という構想が、ケルゼンによるヴェーバー批判 (=社会学的国家学からの排除) に端を発していることはまちがいないであろう。